第二章第三節中第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（食品衛生基準審議会）

第五条の三　食品衛生基準審議会は、食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　食品衛生基準審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3　前二項に定めるもののほか、食品衛生基準審議会の組織及び委員その他の職員その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条　旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第五条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（毒物及び劇物取締法等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

一　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条（見出しを含む。）

二　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第四項、第十一条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項、第二十六条第五項、第二十七条第四項及び第三十条（見出しを含む。）

三　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第三項

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十七条第二項

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第九十二条第一項

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第八条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第四条第三項中「水道法」の下に「（昭和三十二年法律第百七十七号）」を加える。

（食品安全基本法の一部改正）

第九条　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第七号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直**樹
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　西村　明宏

政　令

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十四号

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄